

## 会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	平成 29 年 5 月 15 日(月) 午後 4 時 5 分～午後 4 時 45 分	
場 所	市役所本庁舎 3 A会議室	
出席者	出 席	市長、八木副市長、宮村副市長、政策部長、市長公室長、財務部長、都市部長
	事務局	企画課長、課長代理(調整担当) 陪席:秘書課長、課長代理(秘書担当)

議題 1 : 「大倉高原山の家」建物明渡請求事件に係る和解方針について		
担 当 部 課 等	環境産業部観光課	
説 明 者	環境産業部長、観光課長	
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり	
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり	
会 議 経 過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. これまでの裁判の経過はどのようなか。今回和解ということだが、勝訴の見込みはどうか。</p> <p>A. 横浜地裁において口頭弁論 3 回、弁論準備期日 2 回を行い、直近の弁論準備期日において、裁判所から和解に向けた調整について示されている。訴訟代理人の感触では、勝訴の可能性はある。</p> <p>Q. 勝訴の感触がある中でなぜ和解が必要なのか。</p> <p>A. 普通財産の貸付けに係る解除権行使に伴う補償の裁判については判例がなく、このまま裁判を継続すれば、期間も費用もかかる。早期に解決し、政策の実現を図りたい。</p> <p>Q. 和解金の額はどのように算定したのか。</p> <p>A. 住宅移転補償と、1 年分の営業利益により算定した。</p> <p>Q. 当初の解除理由は何か。</p> <p>A. 本市の政策実現のため、明渡しを求めたものである。</p> <p>Q. 現状の建物を利用した調査はどのくらいの期間行うのか。</p> <p>A. 30 年度に計画を作成し、31 年度にその計画に基づき整備を行うことを前提に、必要な期間行いたい。</p> <p>Q. 裁判所に対し被告側が早期解決を希望する意向を示したということによいか。</p> <p>A. 相手が和解を希望するのであれば、条件次第で応じるというものである。政策実現のためには、予算編成も勘案し、10 月 31 日がデッドラインとなる。</p>	
会 議 結 果	原案了承	

議題2：秦野市立みなみがおか幼稚園のこども園化に係る募集要件の見直し及び再募集について

担当部課等	教育部教育総務課、こども健康部保育こども園課
説明者	教育部長、教育総務課長、課長代理（庶務担当）、こども健康部長、保育こども園課長、課長代理（保育担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p><b>【説明】</b> 資料に基づいて説明</p> <p><b>【質疑及び意見等】</b></p> <p>Q. 1回目の応募で手が挙がらなかったが、その要因をしっかりと分析したうえで要件を見直すということによいか。</p> <p>A. 前回の募集において現地説明会に参加した法人や市内で保育所等を運営する法人に応募をしなかった理由を聴取するとともに、国や県から情報収集を行い、見直しを行ったものである。 →本市はこども園化についてパイオニア的な役割を果たしてきた。情報発信力を高め、応募につなげてほしい。</p> <p>Q. すぐに再募集を行う理由は何か。</p> <p>A. 平成31年4月1日の開園を前提として、すぐに再募集を行うこととした。</p> <p>Q. 要綱を改正し、補助対象に加えることとしているが、民間幼稚園には補助していないにもかかわらず、今回補助を行うことに問題はないか。</p> <p>A. この補助制度では、保育士の配置基準を上回って配置した場合などに補助を行うものであるが、現在、市内の民間幼稚園では開所時間が短く、保育所に比べて教諭の配置が少ないことから、補助の対象としていない。 民間のこども園はこの補助の対象としているが、今回のこども園は、他の保育所と同様に長時間に渡って保育教諭を配置する必要があることから、補助対象とすることが妥当と判断したものである。</p> <p>Q. 補助額はどのくらいになると見込まれるか。</p> <p>A. どの程度職員を配置するかによるが、これまでの事例を参考にすると、300万円から1,100万円程度になると思われる。 →本市にとっても正念場である。新しいことをやるときには苦労がある。私立保育園も子どもが少なくなっていく中で生き残っていく努力をしていくと思う。本市も少しでも前進したい。</p>
会議結果	原案了承

—以上—